



20170329資庁第5号
平成29年3月31日

旧簡易ガスみなしガス小売事業ガス料金算定要領を次のように制定する。

経済産業省資源エネルギー庁長官

旧簡易ガスみなしガス小売事業ガス料金算定要領

目次

- 第1章 総則
- 第2章 供給約款料金
- 附則

第1章 総則

第1 電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成28年経済産業省令第33号。以下「経過措置省令」という。）第13条第2項、同令附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用されるガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第15号）による改正前のガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「旧施行規則」という。）第86条の3及び第86条の3の3並びに旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第20号。以下「算定規則」という。）の規定の適用に当たっては、この要領の定めるところによる。

なお、この要領において、「供給約款」とは、指定旧供給地点小売供給約款をいう。

第2章 供給約款料金

第2 経過措置省令に定める様式第10中変更の内容の欄、旧施行規則様式第14の2中変更の内容の欄及び旧施行規則様式第14の2の2中変更の内容の欄に記載する事項は、次のとおりとする。

- 1 新旧の供給約款料金の適用区分並びに基本料金（単位：円）及び従量料金単価（単位：円/m³）。ただし、使用量区画別料金を適用している供給地点群の場合は、使用量区画及び区画別基準料金（円又は円/m³）。
- 2 新旧の供給約款料金の平均単価並びに改定率。この場合において、新旧の平均単価、改定率及び料金収入の算定式は、次のとおりとする。

供給約款料金の平均単価	新	$\frac{\text{(届出) 供給約款料金原価}}{\text{原価 (原資) 算定期間中の供給約款ガス販売量}}$
	旧	$\frac{\text{(届出) 供給約款料金の変更前料金収入(※)}}{\text{原価 (原資) 算定期間中の供給約款ガス販売量}}$
改定率 (パーセント)	$\frac{\text{(新) 平均単価}}{\text{(旧) 平均単価}} \times 100 - 100$	

(※) 変更前料金収入	料金種別ごとに以下の式により算定された額の合計額とする。 基本料金 [変更前] × $\frac{\text{原価 (原資) 算定期間中の延べ調定件数その他の需要想定}}{\text{原価 (原資) 算定期間中のガス販売量}}$ + 従量料金単価 [変更前] × $\frac{\text{原価 (原資) 算定期間中のガス販売量}}{\text{原価 (原資) 算定期間中のガス販売量}}$	
使用量区画別 料金の場合	料金種別ごとに以下の式により算定された額の合計額とする。 最低使用量料金 [変更前] × $\frac{\text{原価 (原資) 算定期間中の延べ調定件数}}{\text{原価 (原資) 算定期間中の延べ調定件数}}$ + $\frac{\text{区画別使用量}}{\text{料金単価 [変更前]}} \times \frac{\text{原価 (原資) 算定期間中のガス販売量}}{\text{原価 (原資) 算定期間中のガス販売量}} - \frac{\text{最低使用量}}{\text{延べ調定件数}}$	

第3 算定規則別表第1から別表第3において「供給地点群の規模その他の条件により供給地点群ごとに差異が生ずるとき」とは、供給地点群の規模、気温等による差異、原料が圧縮天然ガスの場合、原料が液化石油ガスであって貯槽又は気化装置を設置する場合、企業規模等からみて労務費（賃金水準）が著しく異なる場合等をいう。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 簡易ガス事業ガス料金算定要領（平成16・12・10資庁第8号。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 この要領の施行前に旧要領の規定により行った手続は、この要領の施行後もなおその効力を有する。